

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第8回期日(20230525)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟請求事件

原告 山縣 真矢 ほか7名

被告 国

原告ら代理人意見陳述要旨

(憲法14条について)

2023 (令和5) 年5月25日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 溝田 紘子

第1 はじめに

原告らは、本期日までに、昨年11月の東京一次訴訟の判決を踏まえた主張の補充書面を提出しました。ここでは、そのうち憲法14条に関する主張について、意見を述べます。

第2 本件別異取扱いに合理的根拠はないこと

原告らは、これまで、法律上同性同士のカップルの婚姻を認めない本件諸規定による法律上同性同士のカップルないし性的マイノリティに対する別異取扱い(本件別異取扱い)には、合理的根拠が認められず、憲法14条1項に違反すると主張してきました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第8回期日(20230525)提出の書面です。

第3 東京一次訴訟判決における憲法14条1項適合性審査の問題点

1 しかし、東京一次訴訟判決は、憲法14条1項には違反しないとの結論を導いています。これは、その判断過程に、複数の誤りまたは考慮が尽くされていない点があるためです。

2 同判決の問題点として、例えば、婚姻できないことによって生じる不利益の重大性を考慮しなかった点が挙げられます。

同判決は、「婚姻により得ることができる、パートナーと家族となり、共同生活を送ることについて家族としての法的保護を受け、社会的公証を受けることができる利益」は「個人の尊厳に関わる重要な人格的利益」(49頁)であって、「特定のパートナーと家族になるという希望を有していても同性愛者というだけでこれが生涯を通じて不可能になることは、その人格的生存に対する重大な脅威、障害である」(50頁)と認定しました。しかし、憲法14条1項適合性審査においては、法律上同性同士のカップルが、そのような「個人の尊厳に関わる重要な人格的利益」を享受できず、「人格的生存に対する重大な脅威、障害」が生じていることを考慮した形跡は見当たりません。

また、同判決は、法律上同性同士のカップルは、「婚姻によって生ずる様々な法的効果等を享受することができないという不利益を受けている」(43頁)として、「婚姻によって生ずる様々な法的効果」の具体例を挙げながら(47～48頁)、法律上同性同士のカップルが、それを享受できない合理的根拠があるのかを検討しませんでした。仮に、本件別異取扱いに合理的根拠があるというのであれば、個々の法的効果について、婚姻に伴って付与される趣旨が、法律上同性同士のカップルには及ばないことを、説得的に説明しなければならないはずですが。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 8 回期日(20230525)提出の書面です。

3 同判決の問題点としては、自ら違憲判断をした憲法 2 4 条 2 項と、憲法 1 4 条 1 項とで、憲法適合性審査の対象を変え、区別した点も挙げられます。

同判決は、憲法 1 4 条 1 項適合性の審査対象を「本件諸規定が婚姻を異性間のものに限り同性間の婚姻を認めていないこと自体」(4 4 頁)と設定し、憲法 2 4 条 2 項適合性審査において審査対象とした「現行法上、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないこと」(5 2 頁)とは区別して、その判断を回避しました。

しかし、同判決が認定するとおり、「婚姻の本質…は同性カップルにも等しく当てはまるものであるし、その性的指向にかかわらず、個人の人格的生存において重要なもの」で(4 6 頁)、「同性愛者においても、親密な人的結合関係を築き、パートナーと共同生活を送り、場合によっては子供を養育するなどして、社会の一員として生活しており、その実態は、男女の夫婦と変わるところがない」(4 9 頁)ことを前提にすれば、法律上同性同士のカップルにとっての「パートナーと家族になるための法制度」は、法律上異性同士のカップルと同じもの(すなわち婚姻制度である。)と考えるのが合理的かつ自然と言えます。

そして、「パートナーと家族になるための法制度」であるところの婚姻制度を、法律上異性同士のカップルは利用できるのに、法律上同性同士のカップルは利用できないのですから、これは法律上同性同士のカップルに対する別異取扱いにほかなりません。

同判決が、憲法 2 4 条 2 項適合性審査において「現行法上、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないこと」に合理的理由はないとして違憲の判断をするのであれば、憲法 1 4 条 1 項適合審査においても、合理的根拠のない別異取扱いであるとして

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第8回期日(20230525)提出の書面です。

違憲の判断がなされなければ、本判決自身の判断の整合性を保つことはできないと思われま

第4 おわりに

本件の「事柄の性質」に応じた、実質的な審査を行えば、本件別異取扱いが憲法14条1項に違反することは明らかです。

法律上同性同士のカップルは、婚姻による様々な法的効果を楽しむ点において、法律上異性同士のカップルと差別がなされています。これに加えて、本件で問われるべき根本的な問題は、婚姻制度から法律上同性同士のカップルを排除している現在の状況自体が、法律上同性同士のカップルや性的マイノリティへの「差別」ではないかという点です。

裁判所におかれましては、法律上同性同士のカップルが、婚姻という極めて重要なライフイベントについて、法律上異性同士のカップルと異なる扱いをされなければならない合理的理由があるのか、真摯に検討いただきたく思います。

以 上